

伝統文化親子教室事業

1. 創設年度：平成 26 年度
2. 平成 31 年度予算額：12.84 億円
3. 事業概要

伝統文化等に関する活動を行う団体等に、親子等を対象として民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得できる機会を提供する取組等（以下「教室」という。）を委託する。

地方自治体に、伝統文化等を親子で体験できる多様な機会を創出し、体験機会の機会均等や、キッズウィーク等の休日における活動機会の確保を図る取組を委託する。＜委託・請負＞

4. 選定理由：イ（長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの）

本事業は伝統文化等の継承・発展および子供たちの豊かな人間性を涵養することを目的として、長期的に取り組んでいる事業であるが、より効果的な事業の実施方法・成果の検証方法等、見直しの余地がないか検討を行う必要があるため。

5. 想定される論点

より効果的に伝統文化等の継承・発展および子供たちの豊かな人間性を涵養し、広く国民が伝統文化に親しむ機会の充実を図っていくために以下の論点で議論を行う。

- ・ 事業の実施方法について
- ・ 事業成果検証のために適切なアウトカム、アウトプットは設定されているか

※成果指標（平成 30 年度）

- ・ 教室に参加した子供の意識調査のうち、伝統文化等への興味・関心、参加意欲、生活態度の肯定的変化について 80%以上となった調査項目数（全 8 項目）

■ 第1期文化芸術推進基本計画（平成30年3月閣議決定）

将来の文化財の担い手である子供たちが**伝統的な価値に触れる機会の充実**に努める。

■ 第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）

文化芸術団体との連携・協力を図りつつ・・・**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援を行う。

■ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月閣議決定）

「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、・・・**子供や障害者等の文化芸術活動の推進**・・・に取り組む。

■ 未来投資戦略2018（平成30年6月閣議決定）

大人と子供が向き合う時間を確保するため・・・「キッズウィーク」を設定し、**多様な活動機会の確保等**を官民一体で推進する。

教室実施型

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供により、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養（かんよう）すること

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施方法：全国の伝統文化関係団体を対象に募集し有識者審査を経て決定
「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

拡充

多様な伝統文化等を体験できる機会を確保するため、重点分野推進枠を新設
平成31年度は**食文化をはじめとする生活文化の分野を推進**

平成31年度 約4,070教室（うち重点分野推進枠70教室）

地域展開型

目的：教室実施型で発掘された地域における指導者等を活用して、伝統文化等を振興する自治体が地域の文化を掘り起こし、集中的に体験できる多様な機会を創出することにより、キッズウィーク等の休日における活動機会や障害のある子供の体験機会を確保するなど、地域の多様な人々の社会参画や子供の体験活動機会の充実を図ること

参加対象：地域に在住する親子等

実施主体：地方自治体

対象経費：指導者への謝金・旅費、会場・用具の借料等

地域における多様な
体験機会の創出により、
子供たちの体験活動機会の充実

自治体と指導者等の連携強化
地域人材の把握・活用



郷土食文化体験



きもの文化体験



地藏盆体験

キッズウィーク等における体験活動機会の提供
休業日の充実

<支援事業数>平成31年度 約30地域

政策・施策・事業整理票

文化庁

政策

政策目標	12	文化による心豊かな社会の実現(～平成30年度)
	12	文化芸術の振興(平成31年度～)
概要	優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。	



施策

※平成30年度事前分析表より転記

施策の概要及び達成目標のどこを達成しようとしているのか分かるよう、該当部分を下線・太字で表記する。

達成目標のうち、当該事業が具体的にどの達成目標にあたるのか分かるよう、該当部分を灰色に塗りつぶす。

施策目標	12-2	文化財の保存及び活用の充実(～平成30年度)
	12-1	文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実(平成31年度～)
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。	
達成目標1	価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。	
達成目標2	文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実に図る。	



事業

※平成30年度レビューシートより転記

施策の達成目標と当該事業の目的・事業概要の関連を整理し、また当該事業の成果と上位施策との関係を明確にする。

当該事業の目的・概要・アウトカム・アウトプットのうち、どこが特に関連しているのか分かるよう、該当部分を下線・太字で表記する。

事業名	伝統文化親子教室事業		
事業の目的	次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化・国民娯楽(以下「伝統文化等」という。)に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養(かんよう)することを目的とする。		
事業概要	伝統文化等に関する活動を行う団体等に、親子等を対象として民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得できる機会を提供する取組等(以下「教室」という。)を委託する。 地方自治体に、伝統文化等を親子で体験できる多様な機会を創出し、体験機会の機会均等や、キッズウィーク等の休日における活動機会の確保を図る取組を委託する。		
アウトカム	①	定量的な成果目標	伝統文化等の確実な継承と子供たちの豊かな人間性の涵養(かんよう)を成果目標として、教室に参加した児童・生徒の多くの意識が肯定的に変化することを目指す。
		成果指標	教室に参加した子供の意識調査のうち、伝統文化等への興味・関心、参加意欲、生活態度の肯定的変化について80%以上となった調査項目数(全8項目)
アウトプット		(1)	事業実施教室(団体)数
		(2)	事業実施地域(自治体)数
本事業の成果と上位施策との関係	政策評価においては、文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実に図ることとしている。 伝統文化親子教室事業においては、参加した子供が伝統文化・生活文化に親しむことで文化財に対する興味・関心を抱き、各種展覧会に来場したり、文化遺産を調べたりすることにつながり、広く国民が文化財に親しむ機会の充実に図るという達成目標の実現に寄与している。		

平成30年度行政事業レビューシート (文部科学省)							
事業名	伝統文化親子教室事業			担当部局庁	文化庁	作成責任者	
事業開始年度	平成26年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	地域文化創生本部	事務局長 松坂浩史	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	文化芸術基本法 第10条、第12条、第13条、第14条			関係する 計画、通知等	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)(平成27年5月22日閣議決定)		
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、少子化社会対策			主要経費	その他の事項経費		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化・国民娯楽(以下「伝統文化等」という。)に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養(かんよう)することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	伝統文化等に関する活動を行う団体等に、親子等を対象として民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得できる機会を提供する取組等(以下「教室」という。)を委託する。 地方自治体に、伝統文化等を親子で体験できる多様な機会を創出し、体験機会の機会均等や、キッズウィーク等の休日における活動機会の確保を図る取組を委託する。						
実施方法	委託・請負						
予算額・執行額 (単位:百万円)			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算 の 状 況	当初予算	1,200	1,202	1,238	1,269	1,319
		補正予算	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	
	計		1,200	1,202	1,238	1,269	1,319
	執行額		1,117	1,117	1,203		
	執行率(%)		93%	93%	97%		
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		93%	93%	97%		
平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由		
	文化芸術振興委託費		1,258	1,308			
	庁費		8	8			
	職員旅費		1.7	1.7			
	諸謝金		1	1			
	委員等旅費		0.3	0.3			
	計		1,269	1,319			

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30 年度	目標最終年度 － 年度
	伝統文化等の確実な継承と子供たちの豊かな人間性の涵養(かんよう)を成果目標として、教室に参加した児童・生徒の多くの意識が肯定的に変化することを目指す。	教室に参加した子供の意識調査のうち、伝統文化等への興味・関心、参加意欲、生活態度の肯定的変化について80%以上となった調査項目数(全8項目)	成果実績	項目	4	6	8	－	－
			目標値	項目	8	8	8	8	－
			達成度	%	50	75	100	－	－
根拠として用いた統計・データ名(出典)	平成29年度伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査【意識調査項目(成果指標)】 ①昔からの伝承・習慣を大事にしたいと思うようになった、②すごい技能を持ちずばらしいと思える人を知った、③住んでいる地域の祭・行事等に参加するようになった、④昔からの伝承・習慣を面白く感じられるようになった、⑤最後まで頑張てやり遂げようと思うことが増えた、⑥挨拶ができた礼儀正しくなった、⑦近所の人に挨拶をするようになった、⑧年下の子供を優しく見てあげられるようになった。								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	事業実施教室(団体)数	活動実績	教室数	3,338	3,612	3,435	－	－	
		当初見込み	教室数	4,020	4,000	4,000	4,000	－	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	事業実施地域(自治体)数	活動実績	地域数	－	－	－	－	－	
		当初見込み	地域数	－	－	－	20	－	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	支出額／事業実施教室(団体)数	単位当たりコスト	百万円	0.3	0.3	0.4	0.3		
		計算式	支出額／教室数	1,117/3,338	1,117/3,612	1,203/3,435	1,238/4,000		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	支出額／事業実施地域(自治体)数	単位当たりコスト	百万円	－	－	－	1.6		
		計算式	支出額／地域数	－	－	－	31/20		

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	12 文化による心豊かな社会の実現													
		施策	12-2 文化財の保存及び活用の充実													
		測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30 年度	目標年度 - 年度						
			文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数	実績値	人	150,621	118,145	123,615	-	-						
				目標値	人	137,500	150,000	162,500	175,000	-						
			定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30 年度	目標年度 - 年度						
			文化遺産オンラインへの訪問回数	実績値	回	1,604,616	1,715,976	1,884,600	-	-						
				目標値	回	1,444,444	1,555,555	1,666,666	1,777,777	-						
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係														
		政策評価においては、文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実に図ることとしている。伝統文化親子教室事業においては、参加した子供が伝統文化・生活文化に親しむことで文化財に対する興味・関心を抱き、各種展覧会に来場したり、文化遺産を調べたりすることにつながり、広く国民が文化財に親しむ機会の充実に図るという達成目標の実現に寄与している。														
	経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目	分野:	-	-											
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度						
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-						
				目標値	-	-	-	-	-	-						
				達成度	%	-	-	-	-	-						
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度							
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-							
			目標値	-	-	-	-	-	-							
			達成度	%	-	-	-	-	-							
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係																
-																

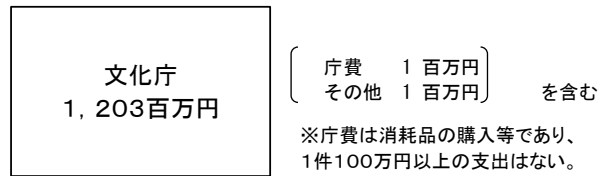
事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の 必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	文化芸術の振興に関する基本的な方針において重点戦略となっている。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	文化芸術の振興に関する基本的な方針において重点戦略となっており、国として実施する必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	文化芸術の振興に関する基本的な方針において重点戦略となっており、優先度の高い事業である。
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一者応募となった案件があったところ、いずれの仕様も同業他社の参加を不当に制限するものではなく、公告期間も十分に設けているものではあるが、事業規模から応募が敬遠されたものと思われるため、より早期の公募により体制整備の期間を十分に確保するなど、一者応募の状況が改善されるようさらに検討していく。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受益者が負担すべきものは支援の対象外としている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	上限額を設定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	事業経費と運営経費が明確に区分されている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	支援の対象経費と対象外経費を厳格に定めている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	単価上限を設けるなどコスト削減に努めている。	
事業の 有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	定量的な把握により、達成状況を把握している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	文化芸術に関する活動を行う団体が行う教室に対する支援は、教室運営に関するノウハウを活用できることから効率的な手段である。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みと実績に大きな離れはない。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連 事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-	-
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・ 改善結果	点検結果	本事業は、平成26年度から開始した事業であるが、事業の目的に即した定量的な成果指標を定め経年変化を追うことにより、成果目標の達成状況を把握することが可能となっており、参加した子供たちの意識・行動の肯定的変化が確認できることから、引き続き実施すべきであり、子供の文化芸術体験機会の充実の観点からは応募が少ない分野や地域の機会を拡大するなど、さらなる充実を図るべきである。		
	改善の方向性	利用者が地域の教室へ参加しやすくなるよう、情報発信を強化するとともに、幅広い人材を活用して提供機会が少ない分野や地域の教室を充実させるべく、自治体と協力しつつ課題を洗い出して実施方法を検討するなど、子供の体験機会をさらに充実していくこととする。		

外部有識者の所見			
外部有識者による点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	1. 事業評価の観点： 本事業は、次世代を担う子供達に対して、伝統文化・生活文化に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化を確実に継承・発展させるとともに、子供達の豊かな人間性を涵養することを目的とした事業であり、事業成果等の観点から検証を行った。 2. 所見： これまで本行政事業レビュー等を踏まえ事業の改善を図っており、現段階において特に見直すべき事由も見受けられないが、引き続き、事業規模の適正化やコスト削減に留意しつつ、効率的・効果的な事業の実施に努めること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	-		
備考			
○事業URL 伝統文化親子教室事業ホームページ(http://www.oyakokyoshitsu.jp/)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年度	-	平成23年度	-
平成24年度	-	平成25年度	-
平成26年度	新26-0040	平成27年度	390
平成28年度	368		
平成29年度	文部科学省 (0376)		

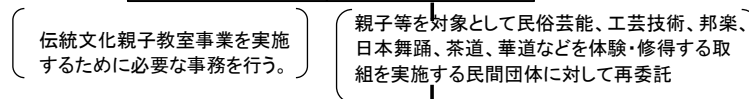
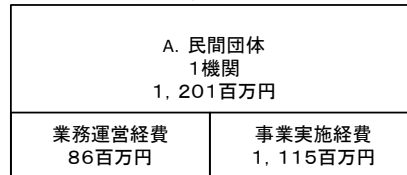
※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

なお、金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。

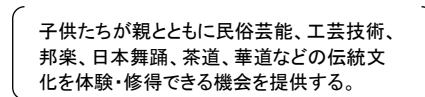
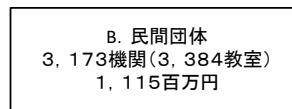
資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



委託【随意契約(企画競争)】



再委託【随意契約(企画競争)】



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.近畿日本ツーリスト株式会社			B.一般社団法人伝統文化芸術協会		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	事業実施経費	民間団体に対して再委託	1,115	報償費	指導謝金(外部講師)48教室	10
	人件費	賃金	48	委託費	発表会の会場設営等	4
	事業費	通信運搬費、消耗品費、HP管理費等	30	使用料及び借料	教室の会場借料、用具借料等	4
	一般管理費	上記の10%	8	その他	印刷製本費、消耗品費、旅費等	4
	計		1,201	計		22

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	近畿日本ツーリスト株式会社	4010001148932	伝統文化親子教室事業の実施に必要な業務	1,201	随意契約 (企画競争)	1	100%	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人伝統文化芸術協会	5180005017034	全国の伝統文化親子教室(48教室)及び合同発表会の実施	22	随意契約 (企画競争)	-	-	-
2	一般社団法人日本のおどり文化協会	6130005013994	全国の伝統文化親子教室(17教室)及び合同発表会の実施	7	随意契約 (企画競争)	-	-	-
3	東久留米市文化芸術創造のまち実行委員会	-	東久留米市内の伝統文化親子教室(14教室)の実施	6	随意契約 (企画競争)	-	-	-
4	公益社団法人日本三曲協会	6010405009002	全国の伝統文化親子教室(12教室)の実施	4	随意契約 (企画競争)	-	-	-
5	日本舞踊瑞鳳流瑞鳳会	-	愛知県内の伝統文化親子教室(10教室)の実施	4	随意契約 (企画競争)	-	-	-
6	特定非営利活動法人未来塾	2020005006988	横浜市内の伝統文化親子教室(15教室)の実施	4	随意契約 (企画競争)	-	-	-
7	Look for伝承文化実行委員会	-	山形県内の伝統文化親子教室(9教室)の実施	4	随意契約 (企画競争)	-	-	-
8	安城市伝統文化親子教室事業実行委員会	-	安城市内の伝統文化親子教室(13教室)の実施	3	随意契約 (企画競争)	-	-	-
9	二本松提灯祭伝統文化実行委員会	-	二本松市内の伝統文化親子教室(7教室)の実施	3	随意契約 (企画競争)	-	-	-
10	牛久市文化遺産活用実行委員会	-	牛久市内の伝統文化親子教室(7教室)の実施	3	随意契約 (企画競争)	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-

平成30年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 30-12-2)

施策名	文化財の保存及び活用の充実
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。

達成目標 1	価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。							
達成目標 1 の 設定根拠	文化財の中では比較的新しい近代の文化財については、その価値が十分に認識されないまま失われつつある場合もあり、保護を図る必要がある。 とりわけ、建造物の分野については、平成 8 年に他の文化財類型に先立ち文化財登録制度が導入されるなど、近代の文化財について先行的に保護施策を進めている。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	19 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
①近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数（件）	247	300	312	323	337	348	355	
	年度ごとの目標値	305	315	325	335	345		
	目標値の設定根拠	平成 19 年度～23 年度の年平均増加数（5 未満は四捨五入、年 10 件）を前年度の件数に毎年足す。						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	19 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
②近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数（件）	5,739	7,810	8,342	8,686	8,982	9,625	9,640	
	年度ごとの目標値	7,915	8,260	8,605	8,950	9,295		
	目標値の設定根拠	平成 19 年度～23 年度の年平均増加数（5 未満は四捨五入、年 345 件）を前年度の件数に毎年足す。						
参考指標		実績値						
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
①重要文化財（建造物）の件数（件）	年度ごとの数値	2,397	2,428	2,445	2,465	2,480		
	指標の根拠	—						
参考指標		実績値						
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
②登録有形文化財（建造物）の件数（件）	年度ごとの数値	9,423	10,084	10,516	10,860	11,690		
	指標の根拠	—						

施策・指標に関するグラフ・図等			
測定指標①、②：文化財保護法第 27 条第 1 項、第 57 条第 1 項に基づき文化庁が指定等を行った件数 参考指標①、②：文化財保護法第 27 条第 1 項、第 57 条第 1 項に基づき文化庁が指定等を行った件数			
達成手段 (事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
文化財保護共通費 (昭和 25 年度)	51 (49)	54	0358
有形文化財 (昭和 54 年度)	73 (78)	105	0359
文化財保護対策の検討等 (昭和 46 年度)	105 (88)	88	0361
国宝・重要文化財等の保存整備等 (一般会計) (昭和 25 年度)	20,764 (20,764)	20,363	0368
国宝・重要文化財等の保存整備等 (復興特別会計) (平成 25 年度)	824 (746)	371	0056 (復興庁)
達成手段 (法令改正・税制措置)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
地方税法 (昭和 25 年度)	国宝・重要文化財である家屋又はその敷地については、固定資産税及び都市計画税は課税されない。		参事官 (建造物担当)
地方税法 (平成 8 年度)	登録有形文化財の家屋に係る固定資産税及び都市計画税は、2 分の 1 に軽減措置される。		参事官 (建造物担当)
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
登録有形文化財 (建造物) 事務担当者連絡会 (平成 20 年度)	地方公共団体において登録有形文化財建造物の保護行政に携わる者を対象として、登録制度の理解促進及び担当者間の情報共有を図る。		参事官 (建造物担当)
登録有形文化財建造物修理 関係者等講習会 (平成 22 年度)	登録有形文化財建造物の調査や修理に関わる専門家、技術者及びその指導に当たる地方公共団体の登録有形文化財建造物担当者等に対して、必要な専門的事項について講習を行い、登録有形文化財建造物に係る諸問題に的確に対応できるように担当者等の資質の向上を期し、もって登録制度の普及と円滑な運営を図る。		参事官 (建造物担当)
平成 29 年度事前分析表からの変更点	—		

達成目標 2	文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。								
達成目標 2 の 設定根拠	文化財保護法の目的である「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」（同法第 1 項）を実現するためには、文化財の保存に加え、その価値の維持に配慮しつつ、文化財の公開や情報発信の強化、地方公共団体による文化財の総合的活用の推進等により、国民が文化財に親しむ機会を提供する必要がある。								
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
①文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数（人）	—	142,430	243,682	150,621	118,145	123,615	175,000		
	年度ごとの目標値	112,500	125,000	137,500	150,000	162,500			
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 24 年度の鑑賞機会の 2 倍とすることを目指し、毎年 12,500 人増と設定した。							
	指標の根拠	文化庁が主催する文化財関連展覧会で毎年度開催されているもの（「日本のわざと美」展、「新たな国民のたから」展、「発掘された日本列島」展）について、その来場者数の合計							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	19 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
②文化遺産オンラインへの訪問回数（回）	755,329	1,323,566	1,455,890	1,604,616	1,715,976	1,884,600	1,777,777		
	年度ごとの目標値	1,222,222	1,333,333	1,444,444	1,555,555	1,666,666			
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 23 年度の訪問回数の 2 倍とすることを目指し、毎年 111,111 回増と設定した（文化芸術立国中期プラン（平成 26 年 3 月）において数値目標として明記。）。							
参考指標		実績値							
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			
①「歴史文化基本構想」の策定地域数（地域）	年度ごとの数値	35	39	46	60	85			
	指標の根拠	地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」について、その策定地域数 東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、各都道府県に 2 地域程度（計 100 地域）の策定を目指し、平成 30 年度以降の目標値を毎年 5 地域増と設定した。							
参考指標		実績値							
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			
②文化遺産オンラインでの情報掲載件数（件）	年度ごとの数値	113,585	114,907	119,892	123,409	261,609			
	指標の根拠	文化財に関する情報を、インターネット上で公開するポータルサイト「文化遺産オンライン」について、その訪問回数及び情報掲載件数。 当初、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 23 年度の情報掲載件数の 2 倍とすることを目指して毎年 10,000 件増と設定していた							

		が、平成 29 年度に達成したため、あらたに平成 32 年度までに 300,000 件の登録を目指し、平成 30 年度以降の目標値を毎年 13,000 件増と設定した。	
施策・指標に関するグラフ・図等			
測定指標①：文化庁が主催する文化財関連展覧会で毎年度開催されているもの（「日本のわざと美」展、「新たな国民のたから」展、「発掘された日本列島」展）について、その来場者数の合計 参考指標①：平成 30 年文化庁調べ 参考指標②：平成 30 年文化庁調べ			
達成手段 (事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
無形文化財 (平成 17 年度)	29.5 (21.9)	29.6	0360
美術館・歴史博物館活動の充実 (平成 9 年度)	18 (16)	28	0362
鑑賞・体験機会等充実のための事業 推進 (昭和 47 年度)	214 (118)	210	0363
アイヌ関連施策の推進 (平成 9 年度)	446 (411)	887	0364
国宝・重要文化財等の買上げ (昭和 25 年度)	946 (898)	946	0365
模写模造 (昭和 28 年度)	35 (35)	35	0366
文化財管理及び保存活用等 (昭和 25 年度)	738 (711)	729	0367
史跡等の買上げ (昭和 32 年度)	10,756 (10,304)	10,634	0369
平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上 (昭和 38 年度)	495 (492)	483	0382
平城宮跡地等整備費 (昭和 40 年度)	245 (104)	206	0383
文化財建造物等を活用した地域活性 化事業 (平成 25 年度)	588 (588)	0	0370
文化遺産総合活用推進事業 (平成 25 年度)	1,909 (1,763)	1,873	0371
世界遺産普及活用・推薦のための事 業推進 (平成 26 年度)	79 (28)	79	0372
伝統文化親子教室事業 (平成 26 年度)	1,238 (1,203)	1,269	0373
日本遺産魅力発信推進事業 (平成 27 年度)	1,350 (1,345)	1,336	0374
地域の核となる美術館・歴史博物館 支援事業 (平成 27 年度)	1,124 (1,066)	1,248	0375
歴史生き生き！史跡等総合活用整備 事業 (平成 27 年度)	9,169 (6,567)	6,550	0376
地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (平成 27 年度)	584 (559)	565	0377

国産良質材使用推進・供給地活性化事業（平成 27 年度）	10 (8)	10	0378
観光拠点形成重点支援事業（平成 29 年度）	348 (234)	361	0379
美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業（平成 29 年度）	292 (273)	305	0381
国立アイヌ民族博物館の施設整備（平成 27 年度）	4,038 (1,141)	520	0436
被災ミュージアム再興事業（平成 24 年度）	204 (192)	182	(復興庁) 0057
独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費（平成 13 年度）	8,325 (8,325)	8,808	0384
独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費（平成 13 年度）	3,853 (3,850)	405	0385
日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業（平成 30 年度）	—	80	新 30－0018
達成手段 (独立行政法人の事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	事業の概要
独立行政法人国立文化財機構 展覧事業 (平成 13 年度)	8,325 の内数 (8,325 の内数)	8,808 の内数	文化財機構が所管する 4 つの博物館が開催する展覧会によって、広く国民が貴重な国民的財産である文化財に親しむ機会を提供している。
独立行政法人国立文化財機構 調査研究事業 (平成 13 年度)	8,325 の内数 (8,325 の内数)	8,808 の内数	文化財の調査・研究成果の国民への公開や地公体への研修・助言を行うとともに文化財とその活用に関する国際交流・協力を積極的に推進する。
達成手段 (法令改正・税制措置)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
地方税法 (平成 20 年度)	公益社団・財団法人が保有する重要無形文化財の公演の用に供する施設（土地・家屋）に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税については、平成 30 年度まで 2 分の 1 に軽減される。		伝統文化課
租税特別措置法 (昭和 45 年度)	国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館・国立科学博物館、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの）に対して重要文化財（土地を除く）を譲渡した場合の譲渡所得について、所得税が課されない。		美術学芸課、 参事官（建造物担当）
租税特別措置法 (昭和 47 年度)	平成 30 年 12 月 31 日までに、国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館・国立科学博物館、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの）に対して重要有形民俗文化財（土地を除く）を譲渡した場合の譲渡所得について、その 2 分の 1 に相当する金額が控除される。		伝統文化課
租税特別措置法 (昭和 47 年度)	史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を主たる目的とするもの）に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を譲渡した場合の譲渡所得については、原則として、2,000 万円まで特別控除又は損金算入される。		記念物課、参事官（建造物担当）
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)			

名 称 (開始年度)	概 要	担当課 (関係課)
文化財行政講座 (昭和 54 年度)	都道府県・市町村などにおいて文化財行政に携わる、原則として経験年数 3 年未満の者を対象に、職務の遂行に必要な基礎的な知識と実務上の課題について研修を行い、文化財の保存・活用の一層の推進を図る。	伝統文化課 (美術学芸課、記念物課、参事官(建造物担当))
国宝・重要文化財(美術工芸品) 防災・防犯対策研修会 (平成 24 年度)	文化財を適切に保存し継承するため、盗難事件等の事例報告や効果的な防災・防犯対策、国庫補助事業の説明などを内容とした研修。	美術学芸課
公開承認施設会議 (平成 9 年度)	公開承認施設に対して博物館施設を取り巻く最新の情報提供等を行う会議。	美術学芸課
平成 29 年度事前分析表からの変更点	—	

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	56,104,739 ほか復興庁一括 計上分 1,133,772	57,378,540 ほか復興庁一括 計上分 904,043	60,415,839 ほか復興庁一括 計上分 553,090	71,088,757 ほか復興庁一括 計上分 585,269
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<80,746>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	7,898,055 ほか復興庁一括 計上分 0	3,802,544 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	Δ3,800,668 ほか復興庁一括 計上分 314,163	943,484 ほか復興庁一括 計上分 124,337		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<312,118>		
	合 計	60,202,126 ほか復興庁一括 計上分 1,447,935	62,124,568 ほか復興庁一括 計上分 1,028,380		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<392,864>		
	執行額 【千円】	57,592,241 ほか復興庁一括 計上分 1,403,879	59,985,456 ほか復興庁一括 計上分 937,956		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<392,864>		

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
—

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名 称	年月日	関係部分
未来投資戦略 2018	平成 30 年 6 月 15 日	I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる 4. 観光・スポーツ・文化芸術 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 観光 ① 観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に」 ・文化財の高度な多言語解説整備や VR 等先端技術による日本文化の魅力発信、当時の状況を体感できる Living History に係る先行的な取組事例の収集・周知、学芸員等の日本文化紹介・解説の推進、文化財保護制度の見直し等を行う。 ・地域文化財の一体的な面的整備等の取組を 1,000 事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を 200 拠点程度整備する。 iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化 ② 文化芸術資源を核とした地域活性化 ・地域における文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす自治体に対し、市町村の文化財保存活用地域計画に基づく情報発信、人材育成等の取組を支援する。また、文化財の価値向上のため、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ適切な周期で修理・美装化等を行うとともに、文化財の散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報収集・把握や、地域の自発的取組を促しつつ、防災・防犯対策への支援や文化財の買上げ・活用を行う。 ③ コンテンツを軸とした文化産業の強化 ・文化遺産オンラインについて、未掲載情報のアーカイブ化・掲載済みの文化財情報の二次利用に向けた条件整備・多言語化を実施する。
済財政運営と改革の基本方針 2018	平成 30 年 6 月 15 日	第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 (4) 分野別の対応 ② 観光立国の実現 観光資源の開拓や快適に観光を満喫できる環境の整備などにより、リピーターの地方への誘客や体験型観光の充実、長期滞在化を図る。公的施設の更なる開放を進め、古民家等の活用や景観の優れたまちづくり、ダム等のインフラを活かした観光を推進する。国立公園や文化財等を保全・活用するとともに、VR の活用やナイトタイムの有効活用などを促進する。 ③ 文化芸術立国の実現 「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、2020 年までを文化政策推進重点期間と位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化芸術産業の育成などにより文化産業の経済規模（文化 GDP）の拡大を図るとともに、文化財の高精細レプリカや VR 作成など文化分野における民間資金・先端技術の活用を推進する。また、子供や障害者等の文化芸術活動の推進や、国立文化施設の機能強化を図るとともに、文化財を防衛する観点を踏まえ、文化財の適切な周期での修理や、保存・活用・継承等に取り組む。… 文化資源について、各分野のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、内外の利用者が活用しやすい統合ポータル構築を推進する。

有識者会議での 指摘事項	—
-----------------	---

主管課（課長名）	文化庁 文化財部 伝統文化課 （高橋 宏治）
関係課（課長名）	文化庁 文化財部 美術学芸課 （平山 直子） 文化庁 文化財部 記念物課 （小林 万里子） 文化庁 文化財部 参事官（建造物担当） （豊城 浩行）

評価実施予定時期	平成 31 年度
----------	----------